

平成 21 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 セブンシーズ・テックワークス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 川嶋 誠
 (コード番号 2338 東証マザーズ)
 問合せ先 取締役管理部長 村山 雅経
 T E L 03-5225-9889 (代表)
 当社の親会社 セブンシーズホールディングス株式会社
 代表取締役社長 藤堂 裕隆
 (コード番号 3750 東証第 2 部)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 5 月 27 日開催予定の第 10 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業の拡大に備え、現行定款第 2 条について事業の目的の追加を行うものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号) が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたことに伴い、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。
 また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. インターネットに関連するコンサルティング事業	1. インターネットに関連するコンサルティング事業
2. 社外特別企画事業の運営受託業務	2. 社外特別企画事業の運営受託業務
3. コンピューターのソフトウェア企画開発及び受託事業	3. コンピューターのソフトウェア企画開発及び受託事業
4. コンピューターのハードウェア企画開発及び受託事業	4. コンピューターのハードウェア企画開発及び受託事業
5. インターネットプロバイダ事業	5. インターネットプロバイダ事業
6. 人材派遣事業	6. 人材派遣事業
7. インターネット関連教育事業	7. インターネット関連教育事業
8. インターネット関連書籍・マニュアル開発事業	8. インターネット関連書籍・マニュアル開発事業
9. インターネット関連コンピューター機器、端末	9. インターネット関連コンピューター機器、端末

現行定款	変更案
<p>機器仕入販売事業</p> <p>10. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業</p> <p>11. 情報通信システムの企画、設計ならびに管理運営に関連するコンサルティング事業</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>12. 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>機器仕入販売事業</p> <p>10. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業</p> <p>11. 情報通信システムの企画、設計ならびに管理運営に関連するコンサルティング事業</p> <p><u>12. インターネットを利用した電子商取引事業</u></p> <p><u>13. 広告に関する企画、制作及び広告代理店業</u></p> <p>14. 前各号に附帯する一切の業務</p>
<p>第3条～第6条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第3条～第6条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第8条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度末日の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度末日の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 当社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株券の種類ならびに株式、新株予約権および株券喪失登録に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第12条～第43条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第11条～第42条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成21年5月27日

定款変更の効力発生日

平成21年5月27日

以上